令和８年度 幼児教育の理解・発展推進事業（沖縄県版）実施要項

沖縄県教育庁義務教育課

Ⅰ　趣　　旨

沖縄県において、幼稚園教育要領に加え、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等、幼児教育に関する内容、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図る。

Ⅱ　主　　催　　沖縄県教育委員会

Ⅲ　実施期間　　令和８年４月～令和９年３月

Ⅳ　実施内容

１　幼児教育研究協議会

幼児教育に関する専門的な講義や研究協議等。（幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針において、教育内容の整合性が図られていることを踏まえた実施に配慮すること）各地区においては、文部科学省より指定された＜協議主題１～３＞より＜協議主題１＞＜協議主題２＞について、研究協議等を行う。

※　文部科学省「都道府県協議会実施要項　別添１」より抜粋

【協 議 主 題１】指導と評価に生かす記録について

【協議の視点】

幼児理解を深め、幼児の姿から学びを見取り、指導の改善に繋げるため、どのような記録の作成や活用が考えられるか。

・幼児期において育みたい資質・能力を育むための幼稚園等における指導は、幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動に沿った必要な援助、評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われる。また、資質・能力を育むに当たっては、幼児が自ら環境に関わって遊ぶ姿から学びを見取り、常に幼児の姿から指導の過程を振り返って改善を図ることが求められる。

そこで、幼児の姿から学びを見取り指導の過程を振り返るためには、どのような保育実践の記録の取り方が考えられるか。また、それを指導の改善に繋げるためには、どのような記録の活用の仕方が考えられるか。

【協 議 主 題２】幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について

【協議の視点】

①　架け橋期の教育の改善・充実に向けて、幼児教育と小学校教育の学びの繋がりを考えるに当たり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。

・各地域においては、架け橋期の教育の改善・充実に向けて「幼保小の架け橋プログラム」に取り組み、幼児教育と小学校教育の接続が進められているところである。そこでは、幼児教育において育まれてきた資質・能力が小学校の生活や学習においてどのよう

に発揮されているのかを見取るなど、子供の姿を手掛かりに、幼児教育と小学校教育の教師等が協働して子どもの学びの繋がりを考えることが大切であるが、その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。

② 教育の連続性・一貫性を踏まえた架け橋期のカリキュラムの作成、実施、評価、改善を具体的に実施していくためにどのような取組が必要か。

・各地域においては、子供に関わる全ての関係者が立場を超えて連携・協働し、架け橋期のカリキュラムの作成・実施等が進められている。一方で、架け橋期のカリキュラム検討会議等や幼児教育と小学校教育の教師等の合同研修は実施しているものの、架け橋期のカリキュラム作成に至らなかったり、作成に留まり、実施・評価・改善が進んでいなかったりするなどの課題が見られる。架け橋期のカリキュラムの作成、実施、評価、改善を積み重ねていくことができるよう、どのような取組が必要か。

（1）研究委員・指導講師について

① 地区別一覧

地区	国頭	中頭	那覇	島尻	宮古	八重山	計
市町村	名護市	うるま市	浦添市	南風原町	宮古島市	石垣市	
研究委員	3名	3名	3名	4名	3名	3名	19名
指導講師	1名	1名	1名	1名	1名	1名	6名

※ 各地区の研究体制の充実を図るため、研究委員及び指導講師とは別に、教育事務所が委嘱し研究協力員（小学校職員）を置くことができる。（研究協力員の旅費対応はなし）

② 委嘱について

ア　研究委員については、公私立幼稚園及び公私立幼保連携型認定こども園、公私立保育所（園）の教諭、小学校の教員等を対象とする。

イ　指導講師については、市町村教育委員会及び保育主管課担当主事等を充てる。

ウ　研究委員及び指導講師の任期は、原則として1年とする。なお、再任は妨げない。

エ　研究委員及び指導講師に欠員が生じた場合、新たに選任された研究委員及び指導講師の任期は、その残任期間とする。

オ　研究委員及び指導講師、研究協力員の委嘱状は、各教育事務所で作成し交付する。

③ 研究の推進について

ア　指導講師は、教育事務所と連携し、研究の進め方や進捗状況等を把握し適宜指導助言を行う。

イ　指導講師は、公開保育・研究協議の充実について随時、指導助言等を行う。

④ 運営について

運営全般は、各教育事務所において行うこととする。

（2）地区幼児教育研究協議会の実施内容・実施方法等について

① 協議主題に基づいた保育実践、研究発表、研究協議等を行う。

② 日程は、各教育事務所が調整して前年度で定める。

③ 研究協議については、各教育事務所で地区の実態に応じて実施形態（現地参集、オンライン、オンデマンド等）を工夫すること。

④ 趣旨及び実施内容・実施方法等については、年度当初義務教育課より説明会を実施する。

（３）参加者について

① 参加者は、県・市町村教育委員会の指導主事、公私立幼稚園の園長及び教員等、幼児教育アドバイザー等とする。

② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する協議内容を扱うことから、以下のア、イ、ウ、エの者の参加に十分配慮すること。

ア．公私立認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等

イ．公私立保育所（園）の施設長及び保育士等

ウ．小学校の校長及び教員等

エ．県・市町村の子ども・子育て支援制度担当者、保育所行政担当者、認定こども園行政担当者等

③ 各教育事務所は、各地区の幼児教育研究協議会の参加状況を義務教育課に報告する。

（４）研究費について

① 研究費は市町村に対して委託料として支払うものとする。

② 委託料は、精算払いとするため、市町村は、研究費の予算を確保し、精算払い後の予算受入に対応すること。

③ 研究費の使途期間は、研究期間内とする。

④ 研究費の使途は、研究に費やしたものに限る。なお、園児に係る教材や施設の備品となるものは除く。

⑤ その他、詳細については、「幼児教育研究費委託要項」を確認すること。

（５）旅費（研究委員及び指導講師）について

① 研究委員及び指導講師の旅費は、各市町村にて対応する。（研究費委託料より支出可）

② 教育事務所の担当指導主事の旅費は当該機関で対応する。

（６）提出書類について

① 研究に係るもの

<table>
<tr><th colspan="2">提出書類</th><th>提出時期</th><th>提出ルート</th></tr>
<tr><td>研修委員及び指導講師名簿</td><td>様式１</td><td>４月上旬</td><td rowspan="4">該当市町村
↓
教育事務所
↓
義務教育課</td></tr>
<tr><td>幼児教育研究実施計画書</td><td>様式６</td><td>５月下旬</td></tr>
<tr><td>幼児教育研究実施報告書</td><td>様式９</td><td rowspan="2">１１月２０日</td></tr>
<tr><td>「幼児教育研究協議会」研究の概要</td><td>様式１０</td></tr>
</table>

※ 義務教育課より契約書を該当市町村へ送付（７月上旬）

② 講師の謝金・旅費に係るもの

提出書類		提出時期	提出ルート
地区別幼児教育研究協議会開催要項	教育事務所作成様式	幼児教育研究協議会の１ヵ月前	教育事務所 ↓ 義務教育課
債権者登録（新規・変更）申請書 （※講師の債権者登録申請書）	様式７		
講師に係る報告書	様式８		

③ 研究費委託に係るもの

提出書類		提出時期	提出ルート
委託契約書 ※義務教育課より委託契約書を当該市町村へ送付（７月上旬）	様式２	詳細は「幼児教育研究協議会研究費委託要項」を参照	該当市町村 ↓ 教育事務所 ↓ 義務教育課
幼児教育研究協議会研究費委託収支予算書	様式３	６月上旬	
幼児教育研究協議会研究費委託経費状況報告書	様式４	１月末までに	
請求書	様式５	研修会終了後の手続き	

２　園長等運営管理協議会

園長等に対する幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等を各教育事務所にて実施する。

（１）実施内容・実施方法等について

① 運営全般は、各教育事務所において行うこととする。

② 県教育庁義務教育課においては、講師や講話のテーマについて前年度末までに決定し、新年度（４月下旬）に各教育事務所担当と講師が各地区の実態に応じた講話の内容等の詳細を調整していくこととする。

（２）参加者について

① 参加者は、公私立幼稚園の園長等とする。

② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する協議内容を扱うことから、以下のア、イ、ウ、エの者の参加に十分配慮すること。

ア．公私立認定こども園の施設長、園長等

イ．公私立保育所（園）の施設長等

ウ．小学校の校長等

エ．各都道府県・市町村の子ども・子育て支援制度担当者、保育所行政担当者、認定こども園行政担当者等

③ 各教育事務所は、各地区の園長等運営管理協議会の参加状況を義務教育課に報告する。

3　保育技術協議会

保育技術についての専門的な講義や研究協議等を県立総合教育センターにて実施する。

（1）実施内容・実施方法等について

① 運営全般は、県立総合教育センターにおいて行うこととする。

② 実施内容は、文部科学省が示す以下の参考例や県内の実態等を踏まえ、県立総合教育センターが決定する。

（参考例）

・保育の記録を活かした指導の振り返りや評価と指導の改善について
・幼児理解に基づいた計画的な環境の構成について
・家庭との連携・保護者との対応について 等

（2）参加者について

① 参加者は、公私立幼稚園の中堅教員等とする。

② 実施内容に応じて、以下のア、イ、ウ、エの者も参加に十分配慮すること。

ア．公私立認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等
イ．公私立保育所（園）の施設長及び保育士等
ウ．小学校の校長及び教員等
エ．各都道府県・市町村の子ども・子育て支援制度担当者、保育所行政担当者、認定こども園行政担当者等